

事 務 連 絡  
平成29年12月27日

公益社団法人日本バス協会 担当常務理事 殿  
公益社団法人全日本トラック協会 担当常務理事 殿

国土交通省自動車局  
旅客課バス産業活性化対策室長  
貨物課トラック事業適正化対策室長

自動車運送事業の優良事業者(事業所)認定制度の周知について(依頼)

標記について、下記の優良事業者(事業所)認定制度を都道府県レベルで周知を図るよう、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、この旨了知されるとともに、各都道府県協会に対し運輸支局における取組にご協力いただくよう周知をお願いいたします。

記

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度 (SAFETY BUS(セーフティバス))
- 貨物自動車運送事業安全性評価制度 (Gマーク)
- 引越事業者優良認定制度 (引越安心マーク)

以上

(別 添)

事 務 連 絡  
平成29年12月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局  
旅客課バス産業活性化対策室長  
貨物課トラック事業適正化対策室長

#### 自動車運送事業の優良事業者(事業所)認定制度の周知について(依頼)

貸切バス事業及びトラック事業では、利用者や荷主が、安全やサービスの優れた事業者(事業所)を選定することができるよう、事業者団体が一定の基準を満たした優良な事業者(事業所)を認定する制度を設けているところであり、国土交通省としてもこれらの優良認定制度も推奨する立場にあります。

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度 (SAFETY BUS(セーフティバス))
- 貨物自動車運送事業安全性評価制度 (Gマーク)
- 引越事業者優良認定制度 (引越安心マーク)

しかしながら、現時点で多くの一般の方々にこれらの優良認定制度が広く知れ渡っているとはいえず、より一層の周知が必要となっているところです。

一般の方々への周知は、優良認定制度及び認定マークを広く認識してもらうことによって、優良認定を受けている事業者(事業所)及び認定マークを表示したバスやトラックの運転者に対して、優良認定を受けていることの自覚と責任感を促す効果があるものと考えているところです。

このため、下記により、都道府県レベルにおける周知活動を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会あて、別添のとおり通知していることを申し添えます。

#### 記

##### 1. 地元マスコミへの周知・PR活動

各運輸支局長と各県等の事業者団体が協力の上、地元の新聞社（全国紙の支社・支局）を含む。）、TV・ラジオ放送局を訪問して、上記制度について紙面等に取り上げてもらえるよう周知・PRを行う。

## 2. 高速道路のSA・PAや道の駅等におけるポスター掲示による周知活動

各運輸支局長と各県等の事業者団体が協力の上、各施設を訪問して、リーフレットの設置配布やポスター等を掲示してもらえるよう施設管理者へ依頼を行う。

## 3. 周知活動の結果報告

周知活動の結果について、マスコミで取り上げられるなど成果があったものについては、各運輸局等を通じて本省旅客課及び貨物課の各担当者まで報告する。

バス担当：自動車局旅客課

バス産業活性化対策室 浪川、池澤

Tel 03-5253-8111（内線：41224、41252）

E-mail: [namikawa-k2ei@mlit.go.jp](mailto:namikawa-k2ei@mlit.go.jp) / [ikezawa-y2ia@mlit.go.jp](mailto:ikezawa-y2ia@mlit.go.jp)

トラック担当：自動車局貨物課

トラック事業適正化対策室 原中、岡田、澤

Tel 03-5253-8111（内線：41353、41334）

E-mail: [haranaka-s259@mlit.go.jp](mailto:haranaka-s259@mlit.go.jp) / [okada-d24v@mlit.go.jp](mailto:okada-d24v@mlit.go.jp) / [sawa-h62zr@mlit.go.jp](mailto:sawa-h62zr@mlit.go.jp)